

「消防団員異動報告書」記入要領

消防団員異動報告書は、団員名簿をはじめ、表彰、各種報告、債権者登録（団員報酬・費用弁償・退職報償金）等の基礎資料となるため、下記の要領に基づいて作成して下さい。なお、記入内容に疑問が生じた場合は、小千谷市消防本部総務課にお問い合わせ下さい。

現所属・現階級
提出日現在の所属及び階級を記入して下さい。

新所属・新階級
新入団員及び所属・階級が変わる団員のみ、新しい所属及び階級を記入して下さい。変更がない場合は記入の必要はありません。

氏名・フリガナ
表彰及び口座登録に重要であるため住民票に基づき丁寧かつ正確に記入して下さい。

生年月日・年齢
年齢は提出日での満年齢を記入して下さい。

電話番号
自宅に加入電話が無い場合を含み、携帯電話番号を記入して下さい。

勤務先名称
自営業者は自営業に○印を付し、名称がある場合は名称も記入して下さい。

消防団員異動報告書

提出日 平成 年 月 日

提出区分	入団・再入団・昇任・降任・異動・退団・変更
現所属	団本部・ラッパ隊・女性部・方面隊長（部方面隊）・分団（第 分団第 部）・特例
現階級	団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員
新所属	団本部・ラッパ隊・女性部・方面隊長（部方面隊）・分団（第 分団第 部）・特例
新階級	団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員

※受理年月日
平成 年 月 日

フリガナ			世帯主名			
氏名						
生年月日	昭和・平成	年	月	日		
年齢	歳					
自宅住所	〒 - - 小千谷市 通称名（ ）					
電話番号	-	(携帯)	-	-		
勤務先名称			自営業			
勤務先住所						
勤務先電話番号	? - -					
職種	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業
	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
	国家公務員	地方公務員	分類不能	その他	被用者	自営業者
就業形態	被用者	被用者のある業主	被用者のない業主	家族従業者	役員	家庭内職者
				役員	家庭内職者	その他

※職業構成・就業形態の区分が難しい場合は、どのような企業等で、どのような仕事をしているかをこの欄に記入して下さい。

・自営業者は自営業に○印を付し、名称がある場合は勤務先名称欄に記入下さい。
・職種欄及び就業形態欄は該当するものを○で囲んで下さい。

入団歴 消防団 在籍期間（ 年 月 日～ 年 月 日）
・再入団者のみ記入して下さい。

報酬・費用弁償及び退職報償金振込先個人口座

振込先金融機関	・第四銀行小千谷支店	・新潟県信用組合小千谷支店
	・第四銀行東小千谷支店	・越後おちや農協（ ）支店
	・北越銀行小千谷支店	・新潟県労働金庫小千谷支店
	・北越銀行片貝支店	・長岡信用金庫小千谷支店
	・大光銀行小千谷支店	・ゆうちょ銀行(支店コード3桁)（ ）

口座番号 普通 No.

フリガナ
口座名義 (団員本人)

・事務の省力化のため、振込先金融機関は上記いずれかの金融機関を○で指定して下さい。なお、口座がない場合は、開設されますようお願いいたします。

報酬・費用弁償及び退職報償金振込先個人口座
振込先金融機関は指定の10ヶ所から本人名義の口座を選定(開設)して下さい。なお、届出口座は安易に変更しないようお願いいたします。また、口座番号は間違いの無いよう正確に記入して下さい。

提出日
総務課に提出する日を記入して下さい。

提出区分
該当区分に○印を記入して下さい。
①入団・再入団
新入団及び再入団の場合
②昇任・降任
階級に変更がある場合
③異動
所属を異動する場合
◎住所変更に伴う他の分団又は部への異動
◎特別消防団員への異動
◎団本部(本部員・ラッパ隊員)への異動
④退団
消防団を退職する場合
⑤変更
届出書の内容に変更がある場合
◎住所の変更
◎電話番号の変更
◎勤務先の変更
◎振込口座の変更

自宅住所・郵便番号
住所は住民票に基づき、また、郵便番号も併せて記入して下さい。なお、特に次の住所を持つ団員は通称名を必ず記入して下さい。
①大字東吉谷
高畑、打越、滝谷、茶合、藤田沢、(水口)
②大字西吉谷
水口、上村、二俣、辻入、(打越)
③大字蕨生(大字上片貝)
蕨生、山寺、元中子、信濃町、木津、津山町、(木津大原)
④高梨町
高梨、五辺
⑤大字小栗山
寺沢、朝日、小栗山、中山
⑥大字南荷頃
荷頃、岩間木、首沢、蘭木
⑦大字塩谷
塩谷、十二平
⑧真人町
石名坂、中山、本村、源藤山、干三、万年、上沢、栗山、市之沢、山新田、若栢、北山、芹久保、孫四郎、芋坂、時之島
⑨大字池ヶ原
池ヶ原、古田
⑩大字塩殿
塩殿、上坪野、卯ノ木、細島
⑪大字川井
川井本田、川井新田、真皿、内ヶ巻、戸屋、冬井
⑫大字岩沢
大崩、池ノ平、岩山、山谷、桂(旧第一区、旧町中)市ノ口、池ノ又、田代、小土山、外之沢
⑬片貝町
山屋、一之町、町裏、茶畑、二之町、(鴻巣)、池津、表三之町、稲場、屋敷、新屋敷、四之町、高見、五之町、八島、沼田

職種・就業形態
※区分が難しい場合は下欄に文章で詳しく記入してください。担当課で判断し区分します。なお、就業形態については下記を参照して下さい。

- ①被用者
会社員、工員、公務員、団体職員、個人商店の従業員、住み込みの家事手伝い、日雇い、臨時雇い等、会社、団体、個人や官公庁に雇用されている人で、「役員」でない者。
- ②自営業者(被用者のある業主)
個人経営の商店主、工場主、農業主等の事業主や開業医、弁護士等で被用者がいる者。
- ③自営業者(被用者のない業主)
個人経営の商店主、工場主、農業主等の事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦等で個人又は家族とだけで事業を営んでいる者。
- ④家族従業者
農業や個人商店等で、農仕事や店の仕事などを手伝っている者。
- ⑤その他(役員)
会社の社長、取締役、監査役、団体の理事、監事、公団や事業団の総裁、理事、監事等の役員である者。
- ⑥その他(家庭内職者)
家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている者。
- ⑦その他(その他)
職業に就いていない者又は専業主婦等。